

富士市避難行動要支援者支援計画

平成31年3月

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 趣旨	1
2 位置づけ	1
第2章 平常時の対策	2
1 「防災・減災」意識の普及・啓発等	2
(1) 市民への普及・啓発	2
(2) 要配慮者等への普及・啓発	2
(3) 防災訓練等の実施	2
(4) 福祉関係者等による対応	2
2 要配慮者に対する支援体制	3
(1) 要配慮者の把握と情報共有	3
(2) 特別支援計画の作成	3
(3) 支援体制のイメージ	4
(4) 関係機関の役割	5
3 福祉避難所の指定及び民間社会福祉施設との連携	7
(1) 福祉避難所の指定	7
(2) 民間社会福祉施設との連携	8
第3章 災害発生時の対応	9
1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認	9
(1) 要配慮者への避難情報等の伝達	9
(2) 要配慮者の避難誘導と安否確認	9
(3) 特別支援計画の作成	9
2 福祉避難所設置及び支援等	10
(1) 福祉避難所の開設	10
(2) 避難所及び福祉避難所における支援	10
(3) 緊急受入れ等の実施	10
3 関係機関の役割	11
(1) 市の役割	11
(2) 地域の役割	11
(3) 民生委員児童委員の役割	11
(4) 福祉関係者の役割（ケアマネジャー、福祉関係サービス事業者・団体等）	11
4 要配慮者の避難の流れ	12

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

高齢者や障害のある方、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、地震や集中豪雨等による風水害など、迅速な避難や救護が必要となる大規模災害においては、逃げ遅れや避難生活のストレスにより深刻な被害を受けるケースが少なくない。

こうした災害による被害を未然に防止するためには、日頃の防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右する。さらに、災害発生時には、自分の身は自分で守る「自助」、地域や近隣の人々の助け合いによる「共助」、市・消防・警察などの行政による「公助」が連携して機能することで被害の軽減をはかることができる。

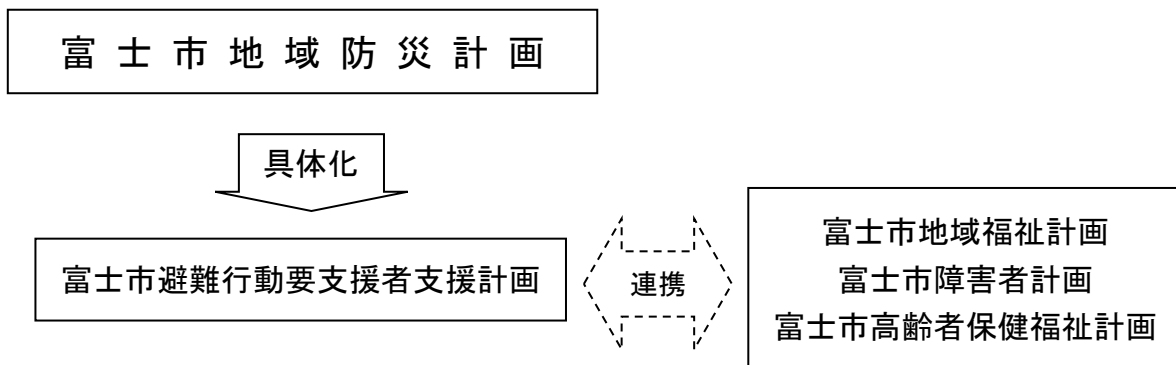
要配慮者支援の取組は、被害を未然に防ぐための備えとしての「防災」と、万一の被害を想定した上で、少しでも被害を軽減しようとする努力による「減災」の考え方を基盤に進めることが重要となる。

本計画は、災害に備え本市における要配慮者対策をより確かなものにしていくために、自助、共助、公助の役割を明らかにし、「防災・減災」の考えに立ち要配慮者への情報伝達、避難誘導、安否確認などの支援の取組を推進するために策定するものである。

2 位置づけ

本計画は、富士市地域防災計画に定める要配慮者対策を具体化したものである。

また、富士市地域福祉計画、富士市障害者計画、富士市高齢者保健福祉計画などとも連携して要配慮者支援の取組を推進する。



第2章 平常時の対策

1 「防災・減災」意識の普及・啓発等

いつ発生するか予想できない災害への備えは、絶えず行わなければならない継続的な取組であり、要配慮者自身やその家族等をはじめ、地域住民、福祉関係者、行政が「防災・減災」の考え方を共有し、日常の生活文化として定着させていくことが必要である。

(1) 市民への普及・啓発

防災訓練への参加、講習会の実施など、機会を捉えて「防災・減災」に関する知識、要配慮者への支援の必要性や具体的な支援方法等について普及・啓発を図る。

(2) 要配慮者等への普及・啓発

大規模な災害が発生した場合には、近隣者全てが被災者という状況が想定されるため、要配慮者及びその家族等に対し、災害への備えや避難行動について普及・啓発を図る。

また、「防災・減災」に対する知識と理解を深めるため、要配慮者及びその家族等を対象とした講習会や研修会の実施に努める。

《災害への備えについて》

- ・ 住宅の耐震対策（耐震診断、耐震補強など）
- ・ 住宅の安全対策（家具の転倒防止、窓ガラスの飛散防止など）
- ・ 近隣の危険箇所等（土石流、急傾斜地、地すべりなど）の確認
- ・ 避難場所、避難経路の確認
- ・ 家族の集合場所、連絡方法の確認
- ・ 非常用持ち出し品、非常用備蓄品などの準備
- ・ 情報の取得方法の確認
- ・ 災害・緊急支援情報キットの設置と個別情報の携帯

(3) 防災訓練等の実施

地域住民や要配慮者の防災意識を高めていくため、市や地域等が実施する防災訓練等において、要配慮者に視点をおいた訓練を実施し、要配慮者及びその家族等への積極的な参加を促す。

(4) 福祉関係者等による対応

日頃の活動の中で接している要配慮者及びその家族等に対し、災害への備え、要配慮者自らの避難行動について確認、助言し「防災・減災」の意識を高める。

2 要配慮者に対する支援体制

(1) 要配慮者の把握と情報共有

要配慮者の支援にあたっては、氏名や住所などの基本情報の他、かかりつけ医、心身の状態、緊急連絡先等に加え、それぞれが必要とする支援についても把握する必要がある。

本計画では、災害時や救急措置に必要な要配慮者の個人情報情報を容器に納め、冷蔵庫にあらかじめ保管しておく「災害・緊急支援情報キット」を活用し、要配慮者の情報を把握する。

要配慮者の情報は、要配慮者本人やその家族等からのキット設置の申請により得られる「基本情報」と、要配慮者本人がキットに納め保管する「個別情報」に区分し共有する。

区 分	内 容	情報共有者
基本情報	要配慮者本人やその家族等からのキット設置の申請により得られる、要配慮者の氏名、住所等の基本的な情報	地域住民 福祉関係者 市
個別情報	要配慮者の心身の状態、かかりつけ医、服薬内容、緊急連絡先、必要な配慮などの詳細な情報 ※情報はキットに納め保管する	要配慮者

(2) 特別支援計画の作成

南海トラフ地震などの大規模地震が発生した場合は、市全域が甚大な被害を受けることが想定されており、特に重篤^{※1}な状態にあるなどの要配慮者については、家族や近隣だけでは生命を守ることに限界があるため、市と福祉関係者は協力し、「特別支援計画」を作成する。

計画作成の対象者は、要配慮者のうち次の者とする。

ア 重篤な状態にある者

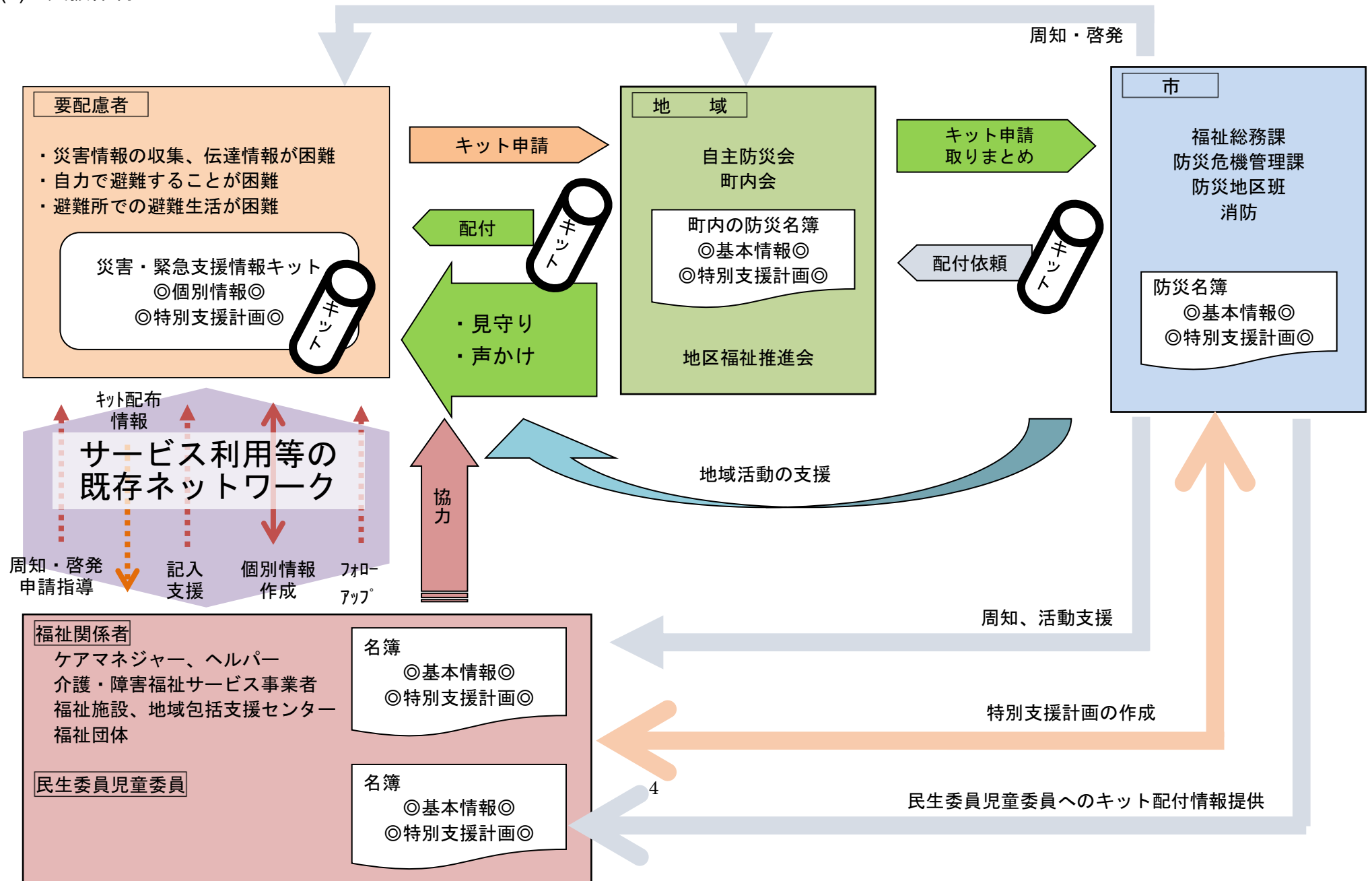
イ 常時介助が必要で、自宅が危険区域内^{※2}にある者

区 分	内 容	情報共有者
特別支援計画	大規模地震が発生した場合に、要配慮者が市内の社会福祉施設等へ避難するために作成する計画	地域住民 福祉関係者 市

※1 重篤：人工呼吸器などの生命維持装置のための医療機器等を使用している状態

※2 危険区域内：急傾斜地崩壊危険箇所及び区域、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、地すべり危険箇所、津波浸水推定箇所など

(3) 支援体制のイメージ



(4) 関係機関の役割

① 市の役割

市は、市全体の要配慮者支援施策の策定や、自助・共助では実施が困難な関係機関とのネットワーク構築や、地域活動の支援といった全体的な役割を担う。

- ア 市民に対する「防災・減災」意識及び要配慮者への避難支援等の普及・啓発
- イ 災害・緊急支援情報キットの設置推進、及び市民、福祉関係者への周知、支援
- ウ 地域で対応が難しい要配慮者に対する支援（特別支援計画の作成）
- エ 防災訓練等の実施

② 地域の役割（自主防災会、町内会、地区福祉推進会等）

地域は、日頃からの見守り活動や諸行事などを通じて地域交流を図り、緊急時には遠慮なく連絡ができるといった日常生活における関係づくりを進め、要配慮者支援の主體的な役割を担う。

- ア 地域住民に対する災害時への備え、及び要配慮者への避難支援等の普及・啓発
- イ 災害・緊急支援情報キット申請の取りまとめ、配付（基本情報の共有）
- ウ 基本情報を活用した声かけ、見守りなどの活動
- エ 防災訓練等の実施

③ 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、日頃の福祉活動によるネットワークを活用して、要配慮者やその家族等への「防災・減災」意識の普及・啓発、災害・緊急支援情報キット設置の手助け、働きかけなど、要配慮者への直接的な支援を担う。

- ア 要配慮者やその家族等に対する災害時への備えの普及・啓発
- イ 災害・緊急支援情報キット申請、設置、更新の手助け（基本情報の共有）
- ウ 災害・緊急支援情報キット未設置者への働きかけ（フォローアップ）
- エ 声かけ、見守りなどの活動への協力

④ 福祉関係者の役割（ケアマネジャー、福祉関係サービス事業者・団体等）

福祉関係者は、日頃のサービス提供や団体活動によるネットワークを活用して、要配慮者やその家族等への「防災・減災」意識の普及・啓発、災害・緊急支援情報キット設置の手助け、働きかけなど、要配慮者への直接的な支援を担う。

- ア 要配慮者やその家族等に対する災害時への備えの普及・啓発
- イ 災害・緊急支援情報キット申請、設置、更新の手助け（基本情報の共有）
- ウ 災害・緊急支援情報キット未設置者への働きかけ（フォローアップ）
- エ 地域で対応が難しい要配慮者に対する支援（特別支援計画の作成）
- オ 声かけ、見守りなどの活動への協力

⑤ 要配慮者やその家族等の役割

要配慮者やその家族等は、「自分でできること」は自ら進んで行い、また「自分ではできないこと」については、「必要な支援は何か」を明らかにし、周囲に支援を求める。このため、災害に備えるとともに地域の防災訓練等にも積極的に参加するなど、日頃から隣近所との交流やあいさつなどのコミュニケーションに努める。

- ア 自宅の耐震対策、安全対策の実施
- イ 危険箇所、避難場所、避難経路の確認
- ウ 家族の集合場所、連絡方法の確認
- エ 非常用持ち出し品、非常用備蓄品などの準備
- オ 情報の取得方法の確認
- カ 災害・緊急支援情報キットの設置と個別情報の携帯

3 福祉避難所の指定及び民間社会福祉施設との連携

(1) 福祉避難所の指定

大規模な災害が発生した場合には、要配慮者を含む多数の被災者が避難所で避難生活を送ることになるが、一般の避難所での避難生活に支障をきたす場合に要配慮者が安心して生活できるよう、特定の公共施設を福祉避難所に指定するとともに、福祉避難所での支援体制の整備に努める。

① 福祉避難所指定の要件

- ・ 耐震・耐火構造の建築物であること
- ・ 要配慮者の避難スペースが確保できること
- ・ 施設内における要配慮者の安全が確保できること

② 福祉避難所に指定している施設

	施設名	所在地	電話
①	社会福祉センター東部市民プラザ	富士岡南 257-2	34-0500
	社会福祉センター鷹岡市民プラザ	久沢 797-1	72-1770
	社会福祉センター広見荘	伝法 59	21-5558
	社会福祉センター田子浦荘	川成新町 421	61-0171
②	静岡県立富士特別支援学校	大淵 3773-1	36-2345
③	富士市立看護専門学校	本市場新田 111-1	64-3131
④	特別養護老人ホーム すどの杜	増川 510-1	39-0061
	特別養護老人ホーム 鑑石園	原田 1350-16	52-0016
	特別養護老人ホーム 月のあかり	大淵 847-4	35-4567
	特別養護老人ホーム 天間荘	天間 1602	71-4350
	特別養護老人ホーム みぎわ園	今泉 2210	55-1800
	地域密着型特別養護老人ホーム あおぼ	五味島 285-1	65-1700
	特別養護老人ホーム 加島の郷	水戸島本町 7-8	65-1165
	特別養護老人ホーム シャローム富士川	北松野 1071	56-3300

※ 避難が想定される対象者は、①障害者、高齢者など（状況に応じて判断します。）、②特別支援学校の在校生など、③妊婦、産後間もない母子、④主に高齢者です。

(2) 民間社会福祉施設との連携

避難を余儀なくされた要配慮者の心身の状態によっては専門的なケアが必要となるため、特別養護老人ホーム等の民間社会福祉施設と「災害時における要援護者の緊急受入れ及び連携等に関する協定」を締結し、社会福祉施設への緊急受入れ等により適切に対応する。

① 協定の項目

- ・ 連絡体制等の相互連絡に関する事
- ・ 災害時の情報提供に関する事
- ・ 災害時の要配慮者受入れに関する事
- ・ 人的支援、物的支援に関する事
- ・ 経費に関する事
- ・ 意見交換、協定の見直しに関する事

② 協定を締結している施設

全32施設

第3章 災害発生時の対応

1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認

災害が発生した場合には、平常時に把握しておいた「基本情報」と「特別支援計画」を活用して、近隣住民同士の助け合いや地域による支援により、要配慮者への的確に情報を伝達し、円滑に避難場所へ誘導する。

また、要配慮者は避難に比較的長い時間を要することが多いことから、安全な避難行動が行われるよう配慮する。

(1) 要配慮者への避難情報等の伝達

災害が発生した場合、若しくは発生の恐れがあり避難を要する場合には、迅速・確実に避難情報等を伝達する。

災害時には電話の輻輳や電力の寸断等により電話や携帯電話等を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性が高いことから、人的手段による伝達も併用する。

(2) 要配慮者の避難誘導と安否確認

近隣住民を中心に、地域で協力しながら要配慮者を避難場所へと誘導し、要配慮者宅に設置されている「災害・緊急支援情報キット」を携帯する。

また、安否確認については情報の伝達や避難誘導を行うことで一時的に確認できるが、より確実なものとするため平常時に把握しておいた「基本情報」に基づき、避難先においても避難した要配慮者を把握する。

安否確認の結果、安否が確認できない要配慮者については、消防や警察に救助や確認を依頼する。

(3) 特別支援計画の作成

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）^{※1}のうち、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった場合の情報が発表された場合、又は大規模地震が発生した場合には、特別支援計画にある避難先施設と地域は協力し、要配慮者宅に設置されている「災害・緊急支援情報キット」を携帯し、要配慮者を避難先施設へと誘導する。

※1 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表される条件

- ・ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- ・ 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合
- ・ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合

2 福祉避難所設置及び支援等

(1) 福祉避難所の開設

避難所等に避難した要配慮者は避難所での生活に支障をきたすことが想定されるため、災害の規模や発生場所、要配慮者の避難状況、福祉避難所指定施設の安全性を確認し、福祉避難所を開設し要配慮者の避難生活を支援する。

なお、福祉避難所を開設したときは要配慮者及びその家族等、地域住民などに速やかにその場所や利用方法等を周知する。

また、福祉避難所が不足する場合には、必要に応じその他の社会福祉施設を福祉避難所として利用できるよう検討する。

福祉避難所開設の要件

- ・ 応急危険度判定の結果などにより、施設の使用が可能であること
- ・ 要配慮者の避難スペース、安全性などが確保できること

(2) 避難所及び福祉避難所における支援

避難所、福祉避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて障害者用トイレ、スロープ、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設けるなど、環境の整備に努める。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムの改善のため、健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を実施する。

(3) 緊急受入れ等の実施

避難所や福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設への緊急受入れ等により適切に対応する。

また、要配慮者の症状の急変等により医療措置や治療が必要になった場合には医療機関に移送する。

3 関係機関の役割

(1) 市の役割

市は、要配慮者の情報把握、関係機関との連絡調整など、要配慮者支援に必要な各種事務の実施にあたる。

- ア 要配慮者の避難・安否確認の状況把握
- イ 社会福祉施設の状況把握・緊急受入れの要請
- ウ 福祉避難所の開設・運営

(2) 地域の役割

地域は、平常時に把握しておいた「基本情報」、「特別支援計画」を活用し、要配慮者の支援にあたる。

- ア 要配慮者への避難情報等の伝達
- イ 要配慮者の避難誘導・安否確認

(3) 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、平常時に把握しておいた「基本情報」、「特別支援計画」を活用し、地域等と協力して要配慮者の支援にあたる。

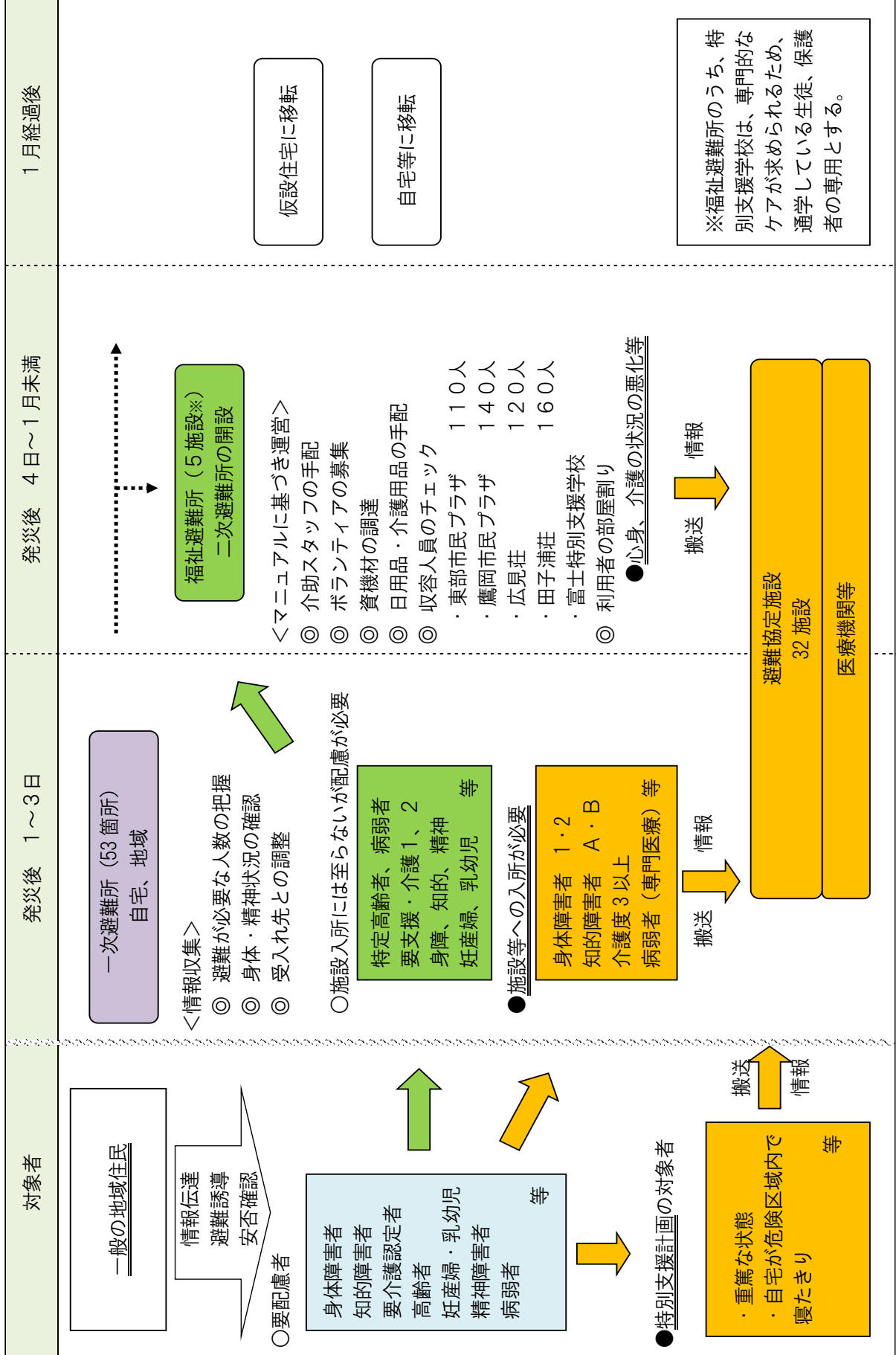
- ア 要配慮者への避難情報等の伝達への協力
- イ 要配慮者の避難誘導・安否確認への協力

(4) 福祉関係者の役割（ケアマネジャー、福祉関係サービス事業者・団体等）

福祉関係者は、平常時に把握しておいた「基本情報」、「特別支援計画」を活用し、地域等と協力して要配慮者の支援にあたる。

- ア 特別支援計画に基づく要配慮者の避難支援
- イ 要配慮者の緊急受入れ等への協力

4 要配慮者の避難の流れ



〒417-8601

富士市永田町1丁目100番地

富士市 福祉こども部 福祉総務課 福祉政策担当

TEL (代表) 0545-51-0123 内線2435・2436

(直通) 0545-55-2840

FAX 0545-52-2290

ウェブサイト <http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>